(仮称) 交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校整備事業

総合評価落札方式制限付一般競争入札

入札説明書

令和3年6月11日

交野市

目 次

第1	入札説明書の位置付け	. 1
第2	事業内容に関する事項	. 2
1	事業名称	. 2
2	事業に供される公共施設の種類	. 2
3	公共施設の管理者の名称	. 2
4	事業目的	2
5	事業の範囲	. 2
6	事業の手法	. 3
7	本市の支払い	. 3
8	事業期間	. 3
9	議会の議決	3
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	. 4
1	事業者の募集及び選定方法	. 4
2	選定の手順及びスケジュール	. 4
3	入札手続き等	. 4
4	応募者等の備えるべき参加資格要件	. 7
5	応募に関する留意事項	10
6	審査及び選定に関する事項	12

第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、交野市(以下「本市」という。)が、(仮称)交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の文書は、本入札説明書と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たってはこれらを精読のうえ、遺漏の無いように努めること。

- 要求水準書
- VE提案実施要領
- 設計施工一括請負契約書(案)
- 落札者決定基準
- 様式集

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

(仮称) 交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業

2 事業に供される公共施設の種類

義務教育学校

3 公共施設の管理者の名称

交野市長 黒田実

4 事業目的

本事業は、第一中学校区において、将来にわたり、児童生徒の良好な教育環境を確保するため、同学校区の現在の交野小学校敷地、旧第一・第二給食センター敷地及び準用河川私部北川の堤塘敷の一部(以下「整備計画地」という)を開発区域として、その区域内にある既存校舎等建物を解体撤去し、土木造成開発工事を実施するとともに、本施設の新校舎棟および屋内運動場棟の建築工事を実施するものである。

本事業の実施にあたっては、令和元年度に、学校施設整備のコンセプト等をまとめた「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定している。令和2年度には、基本計画に基づいて、同学校区の課題の解消と、小中一貫教育など新しい教育へ対応した良好な教育環境を確保するため建設する施設一体型小中一貫校「(仮称) 交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校(以下「本施設」という。)」の基本設計書を策定しており、これは今回、本市が求める設計方針や設計品質などの具体的な設計内容、実施設計の業務品質、建築工事・解体工事・開発土木造成工事等の施工品質に対する最低限の品質や性能を示すものである。

したがって、本事業の入札参加者には、落札者決定過程や契約後の履行過程に関わらず、 設計、施工上の提案に際して、基本設計書に示す施設規模や機能・性能条件、平面形状、立 面形状、断面形状は遵守し、施設の一部の形状や部材の形状、寸法、仕様、数量は基本とし て、さらなる創意工夫を加えた提案を求めるものである。

5 事業の範囲

本事業は、次のア〜エを事業の範囲とする。具体的な業務の範囲については、要求水準書において提示する。

なお、本事業に対するモニタリング業務及び工事監理業務は、本市及び別途に委託するこれら業務の受託者が実施する予定である。

- ア 設計等業務
- イ 建設業務
- ウ解体予定施設の解体工事

エ その他関連業務

6 事業の手法

本事業は、本市による基本設計に基づき、選定事業者が実施設計、建設を行う「基本設計 先行型DB (Design Build) 手法」とする。

7 本市の支払い

- ・前金払 有(年度毎。但し、契約初年度(令和3年度)の設定はない。)
- ・部分払 2回以内(年度毎の支払限度額あり)
- 竣工払

8 事業期間

本契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで

9 議会の議決

本事業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号並びに交野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定による議会の議決を要する契約に該当するため、仮契約締結後、交野市議会の議決を得た後、本契約としてその効力が発生するものとする。

なお、令和3年12月に開催される議会定例会に、本契約締結にかかる議案の提出を予定 している。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意 して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、総合評価落札方式制限付一般競争入札(地 方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2)により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

募集及び選定のスケジュールは以下のとおり。ただし、募集や選定等の状況により、スケジュールが変更される場合がある。

日程	内 容
6月11日(金)	・入札公告 ・第1回入札説明書等に関する質問の受付開始
6月24日 (木)	・第1回入札説明書等に関する質問の受付終了
7月15日(木)	・第1回入札説明書等に関する質問への回答公表・参加表明書、参加資格審査申請書類及びVE提案書の受付開始
8月 5日 (木)	・参加表明書、参加資格審査申請書類及びVE提案書の受付終了
8月26日 (木)	・参加資格審査結果及びVE提案審査結果の通知 ・第2回入札説明書等に関する質問の受付開始
9月 2日 (木)	・第2回入札説明書等に関する質問の受付終了
9月16日 (木)	・第2回入札説明書等に関する質問への回答公表 ・入札書及び提案書等の受付開始
10月 7日(木)	・入札書及び提案書等の受付終了
11月上旬	・開札 ・加点審査(提案書に対するヒアリング) → 落札候補者決定
(11月中~下旬)	(・低入札価格調査 → 落札候補者決定 ※調査を行う場合のみ)
11月下旬 ~12月上旬	・落札者決定及び公表 ・仮契約締結
12月中旬~下旬	・本契約締結(議会の議決による)

3 入札手続き等

(1)入札説明書等の公表

令和3年6月11日(金)に入札説明書、要求水準書、VE提案実施要領、設計施工一括請負契約書(案)、落札者決定基準及び様式集(以下「入札説明書等」という。)を本市のホームページに公表し、入札公告を行う。

(2) 第1回入札説明書等に関する質問の受付

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書 (様式 1) に記入のうえ、E-mail により提出し、電話にて必ず着信確認すること。なお、様式 1 のデータは、MS-Excel 形式で作成することとする。

イ 受付期間

令和3年6月11日(金)から6月24日(木)午後3時まで

ウ 提出先

交野市役所 企画財政部 財務課

E-mail アドレス zaisei@city.katano.osaka.jp

電話番号 072-892-0121

エ 質問への回答

上記により提出された質問に対する回答は、令和3年7月15日(木)に本市のホ ームページにおいて公表する。自らの質問が反映されているか、必ず確認すること。

(3) 参加表明書、資格確認申請書類の提出

ア 提出方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便(以下「郵便」という。)により提出す ること。持参による提出は認めない。

イ 提出場所 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 企画財政部 財務課行

- ウ 提出期限 令和3年8月5日(木)午後5時までに必着のこと。
- エ 提出書類 次を提出すること。

(ア)入札参加表明書 1部(様式2) (イ) 構成員一覧表 1部(様式3) (ウ)委任状(代表企業) 1部(様式4)※ (工)委任状(復代理人)

(才) 資格確認申請書類 1部(様式6[1/5]から様式6[5/5])

(カ) 資格確認申請書類の添付書類 各1部

※(ウ)・(エ)については、必要な者のみ提出。

オ 入札参加資格の確認の結果は、令和3年8月26日(木)までに代表企業へ通知す る。なお、本市は参加表明及び参加資格審査の状況について公表しない。

1部(様式5)※

(4) VE提案採否申請書の提出

基本設計図書の内容を変更する提案を行う場合は、その採否について事前に本市へ申請 すること。具体的な方法は、VE提案実施要領に従うこと。

(5) 第2回入札説明書等に関する質問の受付

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)に記入のうえ、E-mailにより提出し、 電話にて必ず着信確認すること。なお、様式1のデータは、MS-Excel 形式で作成する こととする。

イ 受付期間

令和3年9月2日(木)午後3時まで

ウ 提出先

交野市役所 企画財政部 財務課

E-mail アドレス zaisei@city.katano.osaka.jp

電話番号 072-892-0121

エ 質問への回答

上記により提出された質問に対する回答は、令和3年9月16日(木)に本市のホームページにおいて公表する。自らの質問が反映されているか、必ず確認すること。

(6) 入札書及び提案書等の受付

- ア 提出方法 郵便により提出すること。持参による提出は認めない。
- イ 提出場所 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 企画財政部 財務課行
- ウ 提出期限 令和3年10月7日(木)午後5時までに必着のこと。
- エ 提出書類 次を提出すること。
- (ア)入札書
 - ア 入札書(様式 9 [1/2]) は封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して 1 部提出する。
 - イ 入札参加者は、設計図書等を熟覧のうえ、総価により入札すること。入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き額)を記載すること。
- (イ) 年度内訳書

年度内訳書(様式 9 [2/2]) は、入札書と同封の上、1部提出する。 なお、入札時に提出がない場合は入札を無効とする。

- (ウ) 提案書
 - ①設計等業務・建設業務に関する事項(様式10~様式18)
- (エ) 設計図書
 - ①施設概要(主要施設の仕様等、提案した施設計画の概要を整理すること。)
 - ②図面
 - a 提案した内容がわかる図面(提案によって変更となる平面図、立面図、断面図等)
 - b 施工計画図

才 提案書等作成要領

- (ア)提案書については、様式10~様式18の順に各ページの下に通し番号を振り、A4 縦長左綴じにより正本1部、副本15部を提出すること。設計図書については、A3 縦横長左綴じにより正本1部、副本15部を提出すること。
- (イ)提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
- (ウ) 提案書の内容を記録したデータ (CD-R) 1 部 (使用ソフト: Microsoft Word 形式 (Windows 対応)) を提出すること。

(エ) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(7) 提案書に対するヒアリング

提案書の内容を確認するため、プレゼンテーション・ヒアリングを11月上旬に実施する。日時、場所等の詳細については、事前に入札参加者に通知する。

(8) 開札

開札は、入札参加者を立ち会わせて行うものとする。入札参加者の立会がなかった場合、 市職員が立会を行う。なお、入札参加者の入札金額が、市が定めた失格価格と予定価格の 範囲内である入札参加者を適格として発表する。入札参加者の入札金額が、本市が定めた 予定価格の範囲を超える又は失格価格を下回る入札は無効となる。発表された入札参加者 は、その後の落札候補者の選定、落札者の決定の対象となる。また、入札参加者の入札金 額は、開札の段階では公表しないものとする。

日時、場所等の詳細については詳細については、事前に入札参加者に通知する。

(9)入札の辞退

入札日以前に辞退するときは、入札辞退届(様式7)を財務課に提出すること。 ※正式な手続きをもって辞退した者は、これを理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(10) その他

- ア 現地視察については、利用者及び近隣に配慮して行うこと。
- イ 本市が提示する資料及び回答書は入札説明書等と一体のものであるため、その内容 も踏まえて、提案書等を作成すること。
- ウ 入札手続きにおいて、郵便やメール等に起因する提出物の遅延等が生じても、本市 は一切の責任を負わない。

4 応募者等の備えるべき参加資格要件

(1)入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設の設計に当たる者(以下「設計企業」という。)、建設に当たる者 (以下「建設企業」という。)で構成されるものとする。入札参加者は、単独企業(設計・建設等の施設整備を同一単独の企業で実施する。以下「入札参加企業」という。)とすることも、複数の企業(構成員)で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。ただし、入札参加グループとして本事業の入札に参加した者が 落札者となった場合は、仮契約締結時までにグループの構成員で特定建設工事共同企業体 (以下「特定JV」という。)を組成し、当該特定JVが契約主体となること。
- イ 入札参加グループで申し込む場合は、<u>必ず建設企業が代表企業となること。</u>入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時には、構成員名及び代表企業名を明記して、代

表企業が入札に関する手続きを行うこと。

- ウ 入札参加表明及び入札参加資格申請により、入札参加の意思を表明した入札参加企業及 び入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- エ 入札参加表明及び入札参加資格申請により、入札参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、入札参加グループの代表企業を除く構成員について、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定する。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下 に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、許可、登録等に関する項目は「本事業の参加表明書の提出時点」を確認日とし、実績に関する項目は「平成 18 年 4 月 1 日から本事業の参加表明書の提出時点までに完成、完了したもの」を条件とする。また、設計施工一体等で請け負った実績であっても、該当部分だけの内容が確認できる限りにおいては、本項目の実績と見なす。

■「入札参加企業(単独企業)」の場合

- ア 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ。) 第 3 条第 1 項の規定による建築一式 工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本市の入札参加有資格者名簿(建設工事)に業種「建築一式」の登録があり、かつ、登 録店の所在地が大阪府内であること。
- ウ 建設業法に規定する建築工事に係る経営事項審査結果の総合評点(P点)が 1,200 点以上であること。
- エ 延床面積 6,000 ㎡以上の学校施設 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号。以下同じ。) 第1条で規定される学校を指す。)の建設工事の実績を有していること。
- オ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。)第 23 条の規定に基づく一級建築士事 務所の登録を行っていること。
- カ 延床面積 6,000 ㎡以上の学校施設 (学校教育法第1条で規定される学校を指す。) の建 築設計の実績を有していること。
- 幸 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号。以下同じ。)に基づく建設コンサルタント(都市計画及び地方計画)の登録があること。
- ク 開発区域面積 10,000 m以上の土木設計の実績を有していること。

■「入札参加グループ」の場合

設計企業 (建築設計)

- ア | 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ | 本市の入札参加有資格者名簿 (建設コンサルタント) に業種「建築設計」の登録があり、
- ※ | かつ、登録店の所在地が大阪府内であること。
- ウ 延床面積 6,000 ㎡以上の学校施設 (学校教育法第1条で規定される学校を指す。) の建築設計の実績を有していること。

設計企業 (土木設計)

- エ 建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタント(都市計画及び地方計画)の 登録があること。
- オ 本市の入札参加有資格者名簿(建設コンサルタント)に業種「都市計画及び地方計画」
- ※ | の登録があり、かつ、登録店の所在地が大阪府内であること。
- カ 開発区域面積 10.000 ㎡以上の土木設計の実績を有していること。

建設企業

- 幸 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ク 本市の入札参加有資格者名簿(建設工事)に業種「建築一式」の登録があり、かつ、登 録店の所在地が大阪府内であること。
- ケ 建設業法に規定する建築工事に係る経営事項審査結果の総合評点(P点)が 1,200 点以上であること。
- コ 延床面積 6,000 ㎡以上の学校施設 (学校教育法第1条で規定される学校を指す。) の建設工事の実績を有していること。

※「入札参加グループ」での注意点

1 社で二つの役割を担当する企業が参加する際は、設計企業における本市への入札参加資格者名簿への登録に関する資格要件「イ」、「オ」のどちらかは不要となる。

例1:建設企業が「建設」と「建築設計」を担当し「土木設計」のみを設計企業に担当させる場合、資格要件「イ」は不要。

例2:建設企業が「建設」と「土木設計」を担当し「建築設計」のみを設計企業に担当させる場合、資格要件「オ」は不要。

例3:設計企業が1社で「建築設計」と「土木設計」を担当する場合、資格要件「イ」もしくは「オ」は不要。

(3)入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 法人でない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者
- ウ 交野市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止期間中である者
- エ 清算中の株式会社である企業については、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
- オ 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者 又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている 者
- カ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人
 - (ア) 成年後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (イ) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り

扱われている者

- (ウ) 禁固以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (エ)暴力団員のよる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記の いずれかに該当する者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- ク 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社。また、これらと 資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業 の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を 超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を 有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面におい て関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ)
- ケ 本事業に係る「交野市立総合評価落札方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)」の 委員と資本面及び人事面において関連のある者

(4)参加資格の確認

提出された資格確認申請書類及び添付資料を基に参加資格の確認を行う。参加資格確認 後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事 態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

5 応募に関する留意事項

(1)入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾 したものとみなす。

(2)費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3)入札保証金

入札保証金は免除する。

(4)契約保証金

事業者は、本市に対し、請負金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(5) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(6) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等に基づいて保護される第三者の権利 となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札 参加者が負うものとする。

(8)提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返 却しない。

(9) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

(10) 予定価格等

予定価格 (税込)	7, 493, 475, 000円
(税抜)	6,812,250,000円
低入札調査基準価格(税抜)(※1)	5, 951, 000, 000円
失格基準価格(※2)	設定あり (事後公表)

※1 低入札調查基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者がこの価格を下回った金額で入札した場合、低入札価格調査を実施する。調査の結果、要求水準書、設計施工一括請負契約書(案)、提案書等に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。なお、次順位の入札参加者も調査基準価格を下回った金額で入札した場合は、同様の調査を行う。

※2 失格基準価格

この価格を下回った金額で入札した場合、要求水準書、設計施工一括請負契約書(案)、 提案書等に適合した履行がなされないと認め、失格とする。

(11)入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時及び場所に提出しない入札
- ウ 入札参加者本人以外の入札 (郵便入札のため、原則代理人による入札は認めない)
- エ 予定価格を超えた価格の入札又は失格基準価格を下回った入札
- オ 連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- カ 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- キ 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 金額の記載が不明確で判読不可能な入札
- コ 記名押印を欠く入札
- サ 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- シ 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(12) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札 参加者に通知することとする。

また、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。

6 審査及び選定に関する事項

(1)審査委員会の設置

学識経験者及び市職員等で構成する本事業にかかる「交野市総合評価落札方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において審査を行う。審査委員会は、次の5名で構成される。各委員に対して、本事業に関し接触することを禁止し、万一、接触した事実が判明した場合は、失格とする。なお、審査委員会は非公開とする。

委員長 : 加嶋 章博 摂南大学理工学部建築学科 教授

副委員長:大湾 喜久男 交野市教育委員会 教育次長

委 員:若本 和仁 大阪大学工学研究科環境エネルギー工学専攻 准教授

山下 真 塩野山下法律事務所 弁護士 竹内 一生 交野市都市計画部 部長

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加表明書及び参加資格審査申請書類について、参加資格要件をすべて満たしていることを確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札参加資格がないと認められた理由の説明

- (ア)本件の入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を本市に求めることができる。なお、他の入札参加者に関する質問は受け付けず、質問された場合も回答しない。
- (イ) (ア) により説明を求める場合は、必ず書面(様式は自由) によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送、電子メール、電送及び電話等での受付は行わない。

ウ VE提案審査

本市市は、参加資格審査を通過した入札参加者から提出されたVE提案について、 採否に関する審査を行う。VE提案及び採否の審査に関する詳細は「VE提案実施要 領」による。

エ 入札書類審査

落札者決定基準に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、落札候補者を選定する。

(ア) 提案内容の基礎審査

本市は、提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

(イ) 提案内容の加点審査

審査委員会は、提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング結果を踏まえ、落 札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

才 審査事項

審査事項は落札者決定基準に示す。

カ 審査結果

審査の結果及び評価は本市のホームページにおいて公表する。

キ 審査結果に対する理由説明

- (ア)本件の落札できなかった者は、その理由の説明を本市に求めることができる。 なお、他の入札参加者に関する質問は受け付けず、質問された場合も回答しない。
- (イ) (ア) により説明を求める場合は、必ず書面(様式は自由)によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送、電子メール、電送及び電話等での受付は行わない。